

令和5年度宮古島市介護予防・日常生活支援総合事業
通所型サービスA事業委託仕様書

1. 目的

本事業は、宮古島市介護予防・日常生活支援総合事業実施に関する規則に基づき介護予防の推進として、要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対し、通所にて運動等を行い高齢者の閉じこもり予防や自立支援を行うことを目的とする。

2. 利用対象者

要介護認定において要支援1又は2と判定された者もしくは、基本チェックリストより介護予防生活支援サービス事業対象者と判定された者で、介護予防ケアマネジメントの結果、運動機能と口腔機能の向上体操を行うことで、日常生活機能の維持改善が見込まれると判断された者又は、介護予防（閉じこもり予防）のため、運動、交流の場が必要と判断された者。

3. 業務内容

(1) サービス担当者会議の参加

利用者とその家族、ケアマネージャー、委託事業者が参加し、利用者の情報や課題を共有し支援方針を確認する。必要に応じ、高齢者支援課職員も参加する。

(2) 健康観察の実施

日頃の健康状態（持病の有無とその状態）を把握した上で、問診を行いその日の体調について確認を行う。利用者自身に血圧、脈拍測定を実施させて自己管理を促す。

(3) いきいき百才体操の実施

いきいき百才体操（39分版）を実施する。

事業者は、いきいき百才体操の正しい体位等に留意し利用者に対し適切に指導を行う。利用者に合わせた運動負荷（重りの本数）を設定し、筋力に合わせて負荷を増強する。実施中及び実施後、体調の変化に留意し、水分補給を促す等体調管理を行う。

(4) かみかみ百才体操の実施

かみかみ百才体操（16分版）を実施する。

「運動器の機能向上」を目的としたいきいき百才体操と併せて、「口腔機能向上」を目的に行う。

(5) 体力測定の実施

利用者の目標設定に合わせて、初回・3ヶ月後・6ヶ月後・1年後に体力測定を実施し、目標達成を支援する。内容は、開眼片足立ち・Timed Up & Go・30秒椅子立ち上がりテストとする。（いきいき百才体操実施マニュアル参照）

(6) 送迎の実施

事業者は利用者に対し送迎を行う。

(7) 地域ケア会議の参加

介護予防ケアマネジメントに基づく利用者の自立支援のため、事業者は利用者のケアプランが地域ケア会議に提出される際には、会議に参加し情報提供、情報共有に努める。

※利用者の自立支援に資するサービス提供となるよう、過剰なサービス提供とならないよう留意する。

4. 事業実施時間及び回数

事業実施時間は送迎を含めて3時間程度とする、食事や入浴などのサービスは行わない。
利用回数は月上限9回とする。

5. 定員

1回につき最大15人程度とする。

6. 実施場所

大型テレビが設置されており、事業が適切に実施できる施設にて開催する。
提供場所において他の介護保険サービスなどを実施する場合、その運営基準（人員・スペース等）が満たされるよう配慮する。

7. 実施主体

宮古島市高齢者支援課とする。事業の実施・運営については、サービス内容及び利用者の決定を除き、適切な事業が確保できると認められる法人等に委託する。

8. 委託事業所の要件

令和5年4月1日時点で、指定を受けている通所介護事業所とする。
サービス提供者は、宮古島市が行う「基準緩和型サービスA従事者養成研修」を受講した者を、専従職員として配置する。

9. 関係機関との連携

必要に応じて主治医、他サービス提供機関との十分な連携をとるものとする。
生活支援コーディネーターやケアマネージャーと連携をとり、通所型サービスAの利用によって社会参加や、一般介護予防事業へつながるよう支援する。

10. 業務に関する情報管理

本事業において知り得た情報および本事業に関する一切の資料について、地域ケア会議及び定期カンファレンス以外の場面において、当該事業でいう甲乙以外の外部に公開しないこと。

11. 事業実施にあたっての留意点

対象者にわかりやすい形で、プログラムの内容・進め方・効果、プログラムに伴うリスク及び緊急時の対応を説明し、対象者から同意を得る。

12. 市への報告

- ①毎月報告（翌月13日までに実績報告書を提出、3月のみ3月31日に提出）
- ②年度報告（翌年度4月30日までに年間の実績報告を提出）